

二、事業主側

名稱 東洋モタリン株式会社豊戸工場
代表者 門野重九郎

資本金 壹千百拾六萬圓

事業 毛糸モスリン製造加工

企業系統 大倉系

使用労働者 一五三二名（男一三一八）

三、労働者側

労働参加者 一一名（男）

加盟労働組合 日本紡織労働組合 洋モス 支部協議会

四、争議発生ノ時

昭和六年一月二十二日

五、争議発生原因

會社ノ事業不振及會更生ノ汽噓止三十一名（男）一五九名ハ僱

年制ニ依ル退職者）ヲ解雇シタルニ端ヲ發ス

六、要求事項及交渉状況

組合側松下房一外五名ハ二十二日午前十一時頃工場事務所ニ於テ平林副主幹ト會見シ現在ノ社会状況ト我々ノ生活トヲ考
慮シテ職首ヲ取消サレ度シト嘆願セルニ平林ハ不可能ト思ハ
ル、カ一應重役ニ末意ヲ傳入協議ノ上何分ノ回答ヲナスベキ
旨述ベ別レタリ

七、経過

(1) 事業主側

會社ハ解雇發表後内部ノ動搖ヲ虞レ極力防止ニ努メワ、ア
ル外何等特異ノ行動ナシ

(2) 労働者側

被解雇者中十一名ハ發表後組合事務所ニ集合シ組合幹部松
下房一、小林利等ト対策協議中ナルモ他ノ者ハ個々ニ解雇ヲ